


期間延長決定!

※事業実施期間が平成23年度まで延長されました!

子牛価格が低くなっている今だからこそ...

繁殖雌牛の更新をしましょう!

肥育農家は“優れた血統”の子牛を求めています。

- 
- ・ 高齢牛を更新したいけど、思うようにすすまないなあ...
 - ・ 優良な雌子牛を導入したいけど、経費は抑えたいし...

是非とも、この事業をご活用下さい!

どんな事業なの?

農協等が繁殖雌牛更新計画に基づき、「育種価(または能力)の低い雌牛」を「とう汰」した繁殖農家等に対し、とう汰した雌牛と同一頭数の「育種価の高い雌子牛」を購入し、5年間以上貸し付ける場合、購入費用の1/3以内(上限20万円)が農協等に助成されます。

要するに、繁殖農家等にとっては、ということ?

つまり、繁殖農家等は、繁殖雌牛更新計画に基づき、次の①及び②を実施すると、実質的に、**「育種価の高い雌子牛」を、購入費用から1/3以内(上限20万円)を差し引いた金額で、農協等から貸付等を受けることができます。**

- ①「育種価(または能力)の低い雌牛」を「**とう汰**」する。
- ②農協等が家畜市場から購入した「育種価の高い雌子牛」を**5年間以上の期間で貸付等契約を締結し、飼養する。**

※事業の実施にあたっては、必ず最寄りの農協に、お問い合わせ・確認をしながらすすめて下さい。

※「とう汰」とは、「と畜」または「成牛市場等販売後6ヶ月以内のと畜(死亡も含む)」を指します。

※「育種価(または能力)の低い雌牛」、「育種価の高い雌子牛」の要件は、後段をご確認下さい。

※「とう汰」と「貸付等」は、間隔を置かず、可能な限り速やかに実施して下さい。

※「とう汰」と「貸付等」は、同一頭数で、いずれも黒毛和種であることが要件となります。

助成額の考え方は？

この事業では、「育種価の高い雌子牛」の購入費用の1/3以内(上限20万円)が農協等に助成されますので、**繁殖農家等は、実質的に「育種価の高い雌子牛」を、購入費用から1/3以内(上限20万円)を差し引いた金額で、農協等から貸付等を受けることができます。**

助成額は、購入費用が**60万円以上の場合、上限の20万円**となります。また、購入費用が**60万円未満の場合、1/3以内**となります。

例:購入費用が90万円の場合の助成額

$$90万円 \times 1/3 = 30万円$$

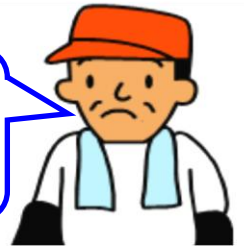
→助成額は、30万円ではなく、上限の20万円となる。

購入費用が45万円の場合の助成額

$$45万円 \times 1/3 = 15万円$$

→助成額は、15万円となる。

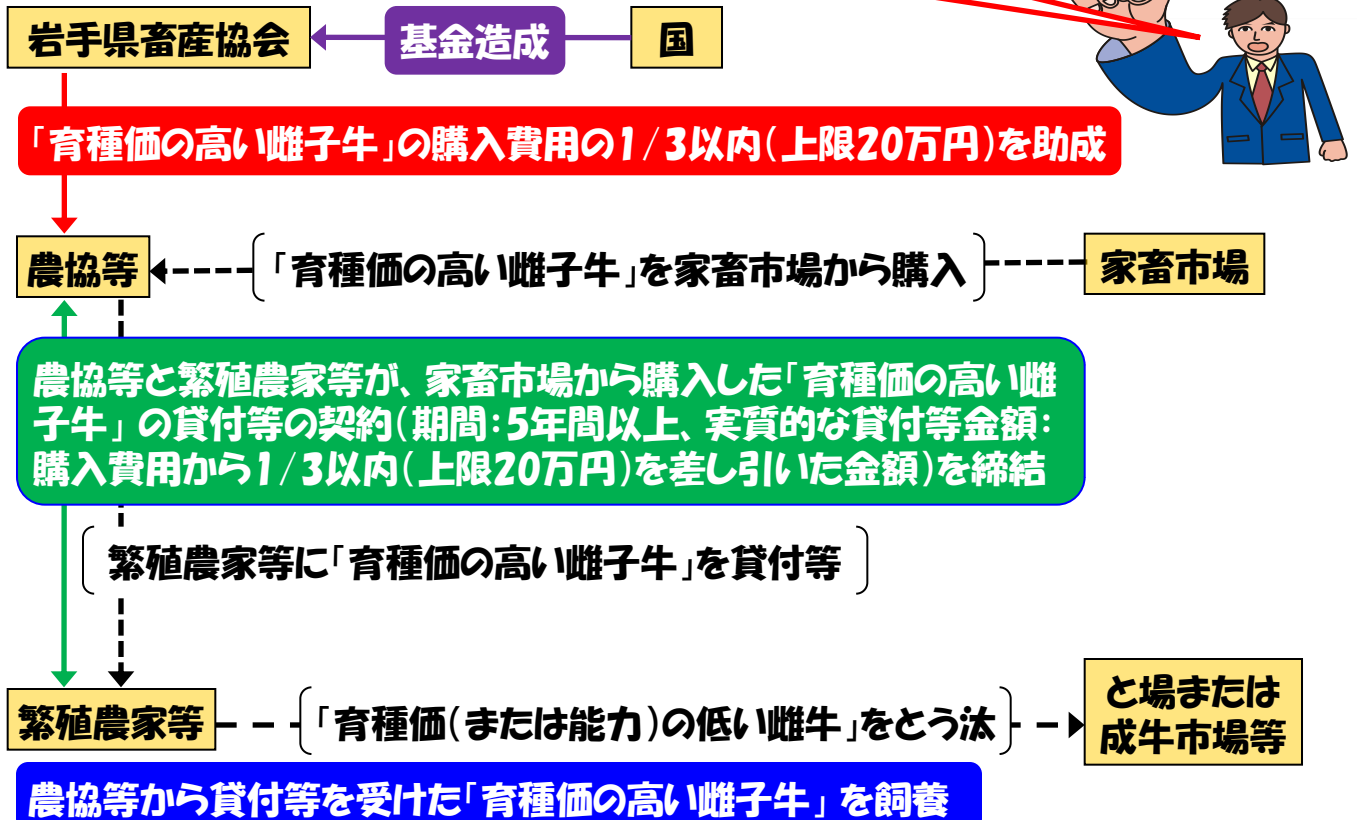
これなら、いい牛を導入できそうだな。さっそく農協の担当者と相談してみよう。



※実際の助成額等については、最寄りの農協にお問い合わせ下さい。

事業の仕組みは？

繁殖農家等を農協等・畜産協会・国・関係団体がバックアップします！



とう汰する「育種価(または能力)の低い雌牛」とは？

次の「1.低能力要件(育種価の要件)」及び「2.とう汰要件」満たす雌牛です。

なお、「1.低能力要件(育種価の要件)」については、直近の育種価データで確認しますので、最寄りの農協にお問い合わせ下さい。

1.低能力要件(育種価の要件)

※低能力要件は、次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たす必要があります。ただし、要件の優先順位は(1)→(2)→(3)のため、(1)推定育種価が未判明の場合のみ、(2)期待育種価の要件が有効となります。同様に、(1)推定育種価及び(2)期待育種価が未判明の場合のみ、(3)県の改良方針の要件が有効となりますので、注意して下さい。

(1)推定育種価が岩手県の1/2未満であること。

次の①～⑥の6形質の推定育種価指標のうち、2形質以上がC以下であり、脂肪交雑がA以上でないこと。

- ①枝肉重量
- ②ロース芯面積
- ③バラの厚さ
- ④皮下脂肪の厚さ
- ⑤歩留基準値
- ⑥脂肪交雑

(2)期待育種価が岩手県の1/2未満であること。

期待育種価指標をもって確認することとし、要件は推定育種価と同一。

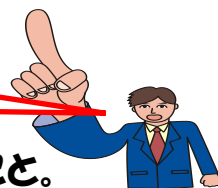
(3)県の改良方針に適さない雌牛であること。

次の①～③のいずれか1つ以上の要件に該当する雌牛であること。

- ①平均分娩間隔420日以上 of 雌牛
- ②登録審査得点80.5点未満 of 雌牛
- ③遺伝的不良形質の存在が確認された雌牛、または産子に奇形、その他遺伝的不良形質の出現がみられた雌牛

2.とう汰要件

要件をしっかりと確認しましょう！



(1)当該繁殖農家等で分娩等の実績等、繁殖に供された雌牛であること。

(2)とう汰先が成牛市場等の場合は、次の①～③の全ての要件を満たすこと。

- ①販売時に妊娠していないこと。
- ②販売前1ヶ月間に人工授精が行われていないこと。
- ③販売後6ヶ月以内に、と畜(死亡も含む)されること。

(3)既に国または(独)農畜産業振興機構の他の事業の対象であって、とう汰すると、その事業の要件を満たすことができなくなる雌牛でないこと。

繁殖農家が農協等から5年間以上貸付等を受ける「育種価の高い雌子牛」とは？

次の(1)～(8)の全ての要件を満たす雌子牛です。

- (1)黒毛和種であること。
- (2)子牛登記されていること。
- (3)家畜市場で購入されていること。

(家畜市場以外からの購入の場合は、対象となりません。)

- (4)導入時に生後6ヶ月齢以上12ヶ月齢未満であること。

(成牛等の場合は、対象となりません。)

- (5)農協等と5年間以上の期間で、貸付等の契約が締結されていること。

(自己資金での購入は、対象となりません。)

- (6)農協等から貸付等を受ける雌子牛が、自家産でないこと。

- (7)期待育種価が、岩手県または生産県の上位1/4以上であること。

次の①～③の3形質の期待育種価指標のうち、1形質以上がA以上であり、残りの形質がC以下でないこと。ただし脂肪交雑がA以上であればこの限りではない。

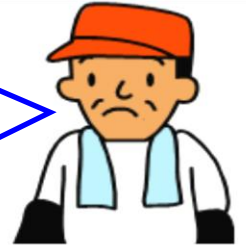
- ①枝肉重量 ②ロース芯面積 ③脂肪交雑

※貸付等を受けようとする雌子牛の期待育種価指標は、家畜市場名簿等に記載されている場合がありますが、最寄りの農協にお問い合わせ下さい。

※県外の家畜市場で購入した雌子牛の場合は、購入先の都道府県の育種価指標を用いて、上記の(7)の要件を満たせば事業対象となります。

- (8)国及び(独)農畜産業振興機構の他の事業において、繁殖雌牛の導入・保留・増頭・更新に係る補助金の交付を受けていないこと。

雌子牛の導入・貸付前に要件をしっかり確認して、農協担当者と相談しておくことにしよう。



H22年度において、県内の全ての農協がこの事業を実施しております。

問い合わせ先 社団法人 岩手県畜産協会 TEL:019-694-1300

または 最寄りの農業協同組合 畜産担当課 まで

作成日:平成22年12月2日